

見守り 新鮮情報

第161号

突然知らない業者から「**注文を受けた**健康食品が準備できたので**代引きで送る**」と電話があった。**注文した覚えはなかった**のでびっくりして断ると、「注文を受けたときの**録音**もある。裁判に出してもいいんだ」など、とても**強引な口調**で言われ、こちらの話は全く聞いてもらえ

なかつた。そのうち「商品はセット販売で3回分注文されているが、1回分の2万円を支払ってくれればその後の契約は取り消す」と言わされたので、裁判などこれ以上**面倒なことに巻き込まれたくない一心**で、承諾してしまった。翌日商品が届いて中身を見たが、やはり注文した覚えは全くなない。**返金**してほしい。

(70歳代 男性)



「裁判に出す」と脅す 健康食品送りつけに注意

ひとこと助言



- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近「注文したときの録音がある」「裁判に出す」と脅す手口が見られます。
- このようなケースでは、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうこともあります。
- 一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。
- 断りきれずに承諾し商品が届いてしまっても、クーリング・オフができる場合があります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。